

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価について

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る基準・単価について

◆事業の概要

これまで介護保険の介護予防給付により提供されていた要支援1・2の者が利用する訪問介護・通所介護について、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として、市町村事業に移行する。

- ・要支援1・2の者が利用する訪問介護・通所介護サービスは、総合事業に移行。
- ・上記以外のサービス（訪問看護、福祉用具貸与等）は、介護予防給付によるサービス提供。
- ・総合事業のサービスと介護予防給付のサービスを組み合わせて利用することが可能。

◆移行サービス

（1）訪問型サービス

訪問介護（現行の訪問介護相当）

（2）通所型サービス

通所介護（現行の通所介護相当）

（1）、（2）とも現行の介護予防給付と同一の指定基準によるサービスを実施する。

◆対象者

- ・要支援1・2の者
- ・事業対象者（基本チェックリストにより、要介護状態となるおそれが高いと判断された者）

◆移行時期

平成28年4月1日

※4月1日から全ての介護予防訪問介護・介護予防通所介護を総合事業における訪問型サービス・通所型サービスに移行。

【参考】

（人）

要介護度	認定者数	（H27.11実績）	
		訪問介護利用者数	通所介護利用者数
要支援1	230	35	32
要支援2	307	65	68
計	537	100	100

◆移行サービスの概要

(1) 訪問介護（現行の訪問介護相当）

区分	現行（介護予防給付）	移行後
1. サービス内容	厚生労働省令の規定に基づくサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助	現行サービスと同様
2. サービス事業者	指定事業者	現行サービスと同様 （みなし指定事業者を含む）
3. 利用回数	要支援1：週1～2回程度 要支援2：週1～2回程度 週3回以上	要支援1・事業対象者 ：週1～2回程度 要支援2：週1～2回程度 週3回以上
4. サービス単価	月額単価 基本単価 ○週1回程度利用 （1,168単位） ○週2回程度利用 （2,335単位） ○週3回以上利用 （3,704単位） ※上記のほか 加算・減算あり	月額単価と1回単価を併用 基本単価 ○週1回程度利用 ・月1～4回 1回単価（266単位） ・月5回以上 月額単価（1,168単位） ○週2回程度利用 ・月5～8回 1回単価（270単位） ・月9回以上 月額単価（2,335単位） ○週3回程度利用 ・月9～12回利用 1回単価（285単位） ・月13回以上利用 月額単価（3,704単位） ※その他の加算・減算 現行サービスと同額
5. 利用者負担	介護給付費の1割相当 （食事代は別途自己負担） ※一定以上所得者は2割相当を負担	現行サービスと同様
6. 負担額	（H26.12～H27.11実績）	（H26.12～H27.11実績より試算）
	公費	23,239千円
	利用者	2,615千円
		21,828千円 現行との比較（△1,411千円）
		2,425千円 現行との比較（△190千円）

(2) 通所介護事業（現行の通所介護相当）

区分	現行（介護予防給付）	移行後
1. サービス内容	厚生労働省令の規定に基づくサービス 身体的機能や生活機能向上のための機能訓練	現行サービスと同様
2. サービス事業者	指定事業者	現行サービスと同様 （みなし指定事業者を含む）
3. 利用回数	要支援1：週1回程度 要支援2：週1～2回程度	要支援1・事業対象者 ：週1回程度 要支援2：週1～2回程度
4. サービス単価	月額単価 基本単価 ○要支援1 ・週1回程度利用 （1,647単位） ○要支援2 ・週1～2回程度利用 （3,377単位） ※上記のほか 加算・減算あり	月額単価と1回単価を併用 基本単価 ○要支援1・事業対象者 ・月1～4回利用 1回単価（378単位） ・月5回以上利用 月額単価（1,647単位） ○要支援2 ・月1～8回利用 1回単価（389単位） ・月9回以上利用 月額単価（3,377単位） ※その他の加算・減算 現行サービスと同額
5. 利用者負担	介護給付費の1割相当 （食事代は別途自己負担） ※一定以上所得者は2割相当を負担	現行サービスと同様
6. 負担額	（H26.12～H27.11実績）	（H26.12～H27.11実績より試算）
	公費	28,453千円 現行との比較（△7,599千円）
	利用者	3,161千円 現行との比較（△856千円）